

令和2年度第1回多摩市子ども・子育て会議における質問への回答

No.	報告資料番号	質問内容	回答
1	報告資料4 企業主導型保育事業の利用状況	令和2年度4月時点については、定員の空きが多くなっているようです。 次年度及び数年後の認可保育所以外の保育ニーズについては検証されていますでしょうか。	子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から5か年の第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、平成30年度に幼児期におけるニーズ調査を実施し、令和2年度以降の5か年の量の見込(需要)及び確保方策(供給)を定めております。確保方策としては、認可保育所だけでなく、認証保育所や企業主導型保育所、定期利用保育等の保育ニーズについても同様に定めています。 令和2年度4月については、新型コロナウイルス感染症の影響もあることから、通常時との比較はなかなかできない部分がありますが、適宜、それぞれの保育ニーズを検証しながら、第2期計画中の期間においても量の見込(需要)と確保方策(供給)の時点修正等を行い、対応を図ってまいります。
2	報告資料4 企業主導型保育事業の利用状況	地域枠に対して、どのような形で補助が出るのか。 空きの数が多いと感じるが、事業者に不利益とならないのか。	企業主導型保育所の地域枠は、企業が任意に設定している枠となります。補助の内容としては、地域枠に入所しており、月160時間以上の契約を行っている多摩市民については、東京都の認可外保育施設等利用者支援事業補助を活用し、施設が定める保育料の二分の一補助(月額上限30,000円)の保育料補助により、保護者の負担軽減を図っております。 また、第2子及び第3子以降の子どもに対しては、保育料補助に上乘せして、多子世帯支援補助(第2子:月額上限14,000円、第3子以降:月額上限27,000円)を行っております。 ※0～2歳児クラスで課税世帯の場合 企業主導型保育所については、児童育成協会から給付される運営費と保護者からの保育料収入から成り立っており、入所児童がいなかった場合、その分収入が減少するため、入所児童が充足している場合と比較すると、施設の収入は減少する仕組みとなっております。
3	報告資料5 定期利用保育事業の利用状況	令和2年度4月時点については、定員の空きが多くなっているようです。 次年度及び数年後の認可保育所以外の保育ニーズについては検証されていますでしょうか。	No.1同様
4	報告資料5 定期利用保育事業の利用状況	定期利用が激減したが、理由は何か。	令和2年4月と平成31年4月を比較すると、令和2年4月が32人、平成31年4月が53人と、21人利用契約者数が減少しております。この理由といたしまして、令和2年4月については、バオバブ保育園が全面改築により、その利用を中止していることや、新たに聖蹟桜ヶ丘駅周辺に2園認可保育所を整備したことで、定員数を増やしたことが要因としてあげられます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、定期利用保育の利用契約を自粛されている方も少なからずいることが要因としてあげられます。
5	報告資料6 幼稚園の入園状況	1号+2号の入園児数が、令和2年度について大きく減っています。 令和2年度の幼稚園の定員の空き状況は何人ほどでしょうか。 また、数年後の幼稚園ニーズについてはなにか検証されていますでしょうか。	幼稚園については、入退所の管理を施設が行っているため、市では空き定員の把握を行っておりません。 今後の幼児教育施設へのニーズにつきましても、適宜、量の確保(需要)と確保方策(供給)の時点修正等を行う中で、検証を進めてまいります。

6	報告資料7 令和元年度 多摩市子ども家庭支援センター(子育て総合センター)の相談状況	児童虐待相談対応件数について、さまざまな相談のなかで、特に平成30年、令和元年に増えた虐待相談は、令和元年10月からの「泣き声怒鳴り声通告」などについて、児童相談所から各市町村への送致あり、心理的虐待が増加(40%→51%)とのこと。これについての具体的な対応策は検討されているのかどうか。されているとしたらどのような対応策か伺いたい。	平成30年度に児童虐待相談対応件数が増加し、その後、令和元年度も変わらないペースで通告が入っています。増加している要因としては、国等からの通知や周知活動により、関係機関等の意識の向上と、疑いも含めて相談や通告が入っていることも考えられます。 児童虐待を未然に防ぐための取り組みとして、毎年11月には市民や関係機関に向けて啓発講演会や広報等で児童虐待についての周知や関係機関へ児童虐待対応についての説明をし、速やかに相談機関につながるよう依頼しています。 また、健康センターや地域の子育て支援拠点等身近な場所での相談で早期に発見し相談につながるよう日頃より連携しています。
7	報告資料8 地域子育て支援拠点事業の利用状況	地域子育て支援拠点の利用者は、どの場所においても少しずつ年々減っているが、相談件数については全ての場所で大きく増えている。この状況は、来館しないで電話やメールでの相談ということなのか伺いたい。	平成30年度までは「新規件数」のみのカウントとしていましたが、平成31年度(令和元年度)から「新規件数+継続件数」のカウントに変更したため、継続件数分が上積みされ、その分が増加となっています。なお、新規件数はH30=779件/H31=780件と横ばいです。 相談は来館による対面での相談がほとんどですが、電話での相談も対応しています。
8	報告資料9 学童クラブの令和2年4月入所の待機児童状況	在籍予定児童合計+自宅待機者+第2希望+ランドセル=申請者数にならないのはどうしてですか。 表の見方を教えてください。	資料の見方ですが、「第二希望以降への入所者」は結果として入所しているため、「在籍予定児童合計」に含まれています。 また、「ランドセル来館登録者」は待機しながらランドセル来館を利用しているため、「自宅待機者」に含まれます。 「申請数」から「申請取り下げ(希望変更含む)」(※この数値は表にありません。)を引いた数値が、「在籍予定児童合計」と「自宅待機者」を足した数値になります。
9	報告資料10 令和2年度『児童館直接来館』試行実施の延長について	試行延長実施期間が、長くて、多摩市全体の学校で実施されるまで、先が長く、今必要と感じている保護者にとっては、とても困ります。 試行期間をもう少し短くするか、多摩市の全ての学校、児童館で、試行実施をしてもらえないか？ 今すぐ、ではなく、8月、9月、などもう少し後からでも良いので、全ての児童館で実施していただけないか？ 令和三年まで待つ、そこから更に実施まで時間がかかるとなると、今必要としている保護者、例えば私の家のように、学校、児童館から自宅が遠くて遊び場がない家庭は、ずっとわが子どもの放課後遊び場に悩み続けてしまいます。 子どもの遊び場を保証してほしいし、子どもが遊びから大切なことを学ぶことの大きさを、知っていれば、子どもの遊び場確保は、迅速に対応しなければいけない内容だと思います。 親が、声を上げた時に、早めに対応していただけることが、子育て支援だと思います。 この件について、試行実施期間が長い理由が分からないものもあり、もう少し検討していただきたいです。 コロナで仕方がないですがやはり、会議の場で、ほかの市民の方々のいらっしゃる前で意見を伝えたいと感じます。 ご検討、どうかよろしくをお願いします。	令和元年度の試行実施は、利用人数が少なかったことから、見直しを行い、年間を通じた利用実績の把握を行うことと、受け入れ体制を検討・整備するため、令和2年度も引き続き、内容を継続した試行実施を行うこととしました。また、児童館に直接来館する場合、来館途中でけがをした際に保険の対象とならないことを、利用者に十分理解してもらうことも十分ではなかったことが要因としてあります。 令和2年度は、新型コロナウイルスの影響による学校の休業等により、試行実施自体が中断しており、今後の対応について現在検討を進めているところです。

10	報告資料10 令和2年度『児童館直接来館』試行実施の延長について	待機児童の多い学童の代わりとして、小学校から直接児童館へ行けるこの試みは、保護者にとっても、子供にとっても、ありがたいものです。是非、継続運用してもらいたいと思いました。ただ、保護者への周知方法の中に「児童館だより」とありましたが、通常の児童館だよりは多くのお知らせやイベントが沢山掲載されている為、見落とす事があるかと思えます。本件のみを掲載した児童館だよりとして配布できたらより効果的ではないかと思いました。	本実施に際しましては、できるだけ利用者の方にPRできるよう工夫していきます。また、「児童館だより」の他に公式ホームページにも掲載を予定しています。
11	報告資料10 令和2年度『児童館直接来館』試行実施の延長について	令和3年3月春休み前日まで延長とありますが、今回のコロナの影響により民間企業では根本的な働きが見直されてきていますので、児童館直接来館のニーズも変わってくる可能性もありますのでその時期になりましたら、柔軟に対応して欲しいと思います。ニーズがないのにコロナの影響によって、保育園や幼稚園、学童など完全に3密状態なので予算があるならば、急ぎ改善が必要な所にお金をかけて欲しいです。	新型コロナウイルスの影響で、時代のニーズとともに働き方そのものが変化するなど、様々な影響が出てくることも想定されます。児童館直接来館につきましても、今年度は試行実施を続けますので、その中で、ニーズの変化等も考慮し、今後の進め方について検討してまいります。
12	報告資料10 令和2年度『児童館直接来館』試行実施の延長について	登録件数とは、9/17～2/2の期間に新たに登録した人が13人ということですか。	試行実施期間にあたる9月17日から2月末の間に、連光寺児童館の直接来館に登録した人数になります。
13	報告資料11 放課後子ども教室の令和元年度実績	執行状況の行中、借上料が0円と備品購入料0円について、前年度購入の物を利用か、委員、管理員または子どもたちが持参か。 また、実施状況の表中、実施日数について学校によって当然違うと思うが、1年間で1桁の実施、北諏訪小の1回は始めたばかりかもしれないが、27年度から実施している貝取小が8回(年間)というのは、どういう状況で取り組まれているのか質問です。	借上料とは、参加している児童がケガをした際など、安全サポートスタッフが緊急に医療機関に連れて行かなければならないときにタクシー券を利用するもので、令和元年度は実績がありませんでした。 備品購入料は平成29年度に購入した携帯電話以外に実績はなく、活動に必要なボールや遊び用具などは消耗品として購入しています。 実施状況については、北諏訪小では試行実施が1回、貝取小では年間計画自体が8回と、PTA主体で少ない人数の中で事業展開していることから、実施頻度が今後の課題と認識しています。
14	報告資料12-1 新型コロナウイルス感染症に係る保育所等への対応について	保育料を保護者に返還した場合、多摩市が補助をするとのことだが、どのような内容か(補助率など)	東京都の「令和2年度新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助」を活用し、東京都認証保育所及び定期利用保育に対して、市が登園自粛要請等を行い、保育が提供されなかったことに伴い、施設が保育料の一部を保護者に返還した場合に、施設に対して補助を行います。 この補助制度の補助額としては、国が「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」の取扱いについて」にて示している、特定教育・保育施設(認可保育所等)の、利用者負担額の日割り計算(減算)と同様の額を、施設に対して補助します。 具体的な計算式は以下の通りです。 ・(施設が定める保育料×保育の提供がなされなかった日数÷25(開所日数))